

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	介護保険制度に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東村山市は、介護保険制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東村山市長

公表日

令和5年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険制度に関する事務
②事務の概要	<p>1. 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>2. 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務、法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務</p> <p>3. 法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>4. 法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条の二第一項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>5. 法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>6. 法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>7. 法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務、法第六十七条又は第六十八条の保険給付の支払の一時差止に関する事務</p> <p>8. 法第六十九条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</p> <p>9. 法第二百二十九条第一項の保険料の徴収又は同条第二項の保険料の賦課に関する事務</p> <p>10. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に伴う預貯金口座の確認に関する事務</p>
③システムの名称	<p>1. 中間サーバー</p> <p>2. 介護保険システム</p> <p>3. 団体内統合宛名システム</p> <p>4. 東京共同電子申請・届出サービス</p> <p>5. マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の68の項、別表第1の101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 (情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 121の項 (情報照会の根拠) 93, 94, 95の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	健康福祉部 介護保険課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	東村山市役所 健康福祉部 介護保険課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月6日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	評価書名	東村山市 介護保険制度に関する事務 基礎項目評価書	介護保険制度に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-①	健康福祉部 高齢介護課	健康福祉部 介護保険課	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 5-②	高齢介護課長 進藤岳史	健康福祉部 介護保険課長	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 7	郵便番号:189-8501 東村山市役所 総務部 総務課 情報公開係 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(代表) ファックス:042-390-6227	東村山市役所 総務部 総務課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	I 関連情報 8	郵便番号:189-8501 東村山市役所 健康福祉部 高齢介護課 住所:東京都東村山市本町1丁目2番地3号 電話:042-393-5111(内線3135) ファックス:042-393-6846	東村山市役所 健康福祉部 介護保険課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話:042-393-5111(代表) FAX:042-393-6846	事後	
令和1年6月10日	IVリスク対策 1~9	様式変更による	IVリスク対策 1~9	事後	
令和3年9月30日	I 関連情報 4-②	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	号ズレによる
令和3年9月30日	IIしきい値判断項目 1 時点	平成28年8月31日	令和3年8月31日	事後	再提出のため
令和3年9月30日	IIしきい値判断項目 2 時点	平成28年8月31日	令和3年8月31日	事後	再提出のため
令和3年10月22日	I 関連情報 1-③	1. 中間サーバー	1. 中間サーバー 2. 介護保険システム 3. 団体内統合宛名システム	事後	再提出のため
令和5年1月6日	I 関連情報 1-②	1. 介護保険法による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2. 介護保険法による被保険者証又は認定証に関する事務、法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する事務 3. 法第二十七条第一項の要介護認定、同法第二十八条第二項の要介護更新認定若しくは同法第二十九条第一項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 4. 法第三十二条第一項の要支援認定、同法第三十三条第二項の要支援更新認定若しくは同法第三十三条第二項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5. 法第三十七条第二項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6. 法第五十条の居宅介護サービス費等の額の特例若しくは同法第六十条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7. 法第六十六条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 法第六十七条又は	10. 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)の規定に伴う預貯金口座の確認に関する事務	事前	
令和5年1月6日	I 関連情報 3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の68の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の68の項、別表第1の101の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事前	
令和5年1月6日	I 関連情報 4-②	番号法第19条第8号及び別表第2 (情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 61, 80, 81, 87, 88, 90, 93, 9 4, 95, 108, 117の項 (情報照会の根拠) 93, 94の項	番号法第19条第8号及び別表第2 (情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 121の項 (情報照会の根拠) 93, 94, 95の項	事前	
令和5年1月6日	IIしきい値判断項目 1 時点	令和3年8月31日	令和5年1月6日	事前	
令和5年1月6日	IIしきい値判断項目 2 時点	令和3年8月31日	令和5年1月6日	事前	
令和5年2月28日	I 関連情報 1-③	1. 中間サーバー 2. 介護保険システム 3. 団体内統合宛名システム	1. 中間サーバー 2. 介護保険システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 東京共同電子申請・届出サービス 5. マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	